

# 役員等報酬規程

(目的)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人蓮花の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

**第 2 条** 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

**第 3 条** 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 4 条の報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	5, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円

(役員及び評議員の勤務報酬等)

**第 4 条** 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合において支払うことができるものとする。

2 理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 1 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立

会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

**第5条** 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊 (額)	報酬(額)	その他
実費	実費	5,000円	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

**第6条** 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改定)

**第7条** この規程の改定は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

令和6年1月1日 改訂

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償	備考
理事長業務報酬 (日額)	5,000円	1,000円	職員との兼務がない場合
理事業務報酬等 (日額)	5,000円	1,000円	同上
評議員業務報酬 (日額)	5,000円	1,000円	同上
監事業務報酬等 (日額)	5,000円	1,000円	
監事監査指導業務 (日額)	10,000円	1,000円	